

©2020 年 4 月から授業料減免を受ける場合は、今回の申し込み手続きが最後になります！

授業料減免制度に申請希望する学生のみなさまへ

日本学生支援機構に給付奨学金の申請をして対象者に認定されると、授業料減免も受けることができます。給付奨学金申込希望者の方は同封しております「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の認定に関する申請書」(A 様式 1) を記入の上、必ずご提出下さい。

提出期限 2020 年 5 月 29 日(金)必着

提出先 〒577-8550 東大阪市菱屋西 4-2-26 企画課 宛

※郵送にてご提出をお願いいたします。(学内立入禁止の為、持参提出はできません)

記入例については、大学ホームページに掲載しております。

授業料減免認定の流れ

- ・給付手続きを行い「授業料減免申請書」(A 様式 1)を大学へ提出する
- ・7 月頃、授業料減免結果の通知。(採用、不採用に関わらず結果を通知します。)
- ・既に、春期授業料を納入され認定を受けた場合は、4 月に遡って減免対象となりますので、多く納入していただいた金額については還付いたします。
(還付時期、還付方法は決まり次第、樟蔭 UNIPA で連絡します。)

※給付奨学金と授業料減免申請で、基準を満たさない場合

コロナウイルス感染拡大など予期せぬ事態が発生し家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認されれば支援の対象となります。

同封のチラシ「新型コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要になった学生のみなさんへ」と文部科学省ホームページをご参照ください。

(URL:https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041_00003.htm)

授業料減免に関するお問合せ先
企画課 TEL:06-6723-8265